# 1 (No. 平成16年

12月号

平成16年12月1日発行

# **育長耳又,寮育園** 地域療育等支援相談室

e-mail:kumatori-r@gamma.ocn.ne.jp

# 与り追ふくしけんりようごはきょう

最近、この「地域福祉権利擁護事業」に関する相談や質問が多く寄せられました。 平成14年の10月号でもご紹介しましたが、改めてたがつごう

#### <sup>にぎょう</sup> 事業をしているところ

ゕくしちょうそん しゃかいふくしきょうぎかぃ 各市町村の社会福祉協議会です。

#### ょう りょう ひと 事業を利用できる人

はんだんのうりょく 判断能力に不安がある方で、なおかつ「事 ぎょう りょう 業を利用したい」という意思表示ができ る方。障害者手帳の有無は問いません。

## じぎょう ないよう 事業の内容

- ☆ なくしさ び す りょう しえん 福祉サービスの利用の支援
  - ・ サービスについての情報 提供
  - ・ サービスを利用する、または利用を やめるときの手続き
  - ・ 利用料の支払い
  - \* 苦情の解決の手続き など

#### ☆ 金銭管理

- ・ 年金や手当ての受け取りの手続き
- いりょうひ しはら **・ 医療費の支払い**
- \* 税金、保険料、水道代など公共 りょうきん しはら 料金の支払い
- \* 預貯金の出金・入金、解約などの
  \* 積貯金の出金・入金、解約などの
  \* 手続き
- 生活費の管理、支払い など

#### ☆ 通帳・証書などの保管

- ・ 預貯金 通帳 の預かり
- \* 各種 証書 の預かり
- じついん ぎんこういん あず 実印、銀行印の預かり

など

#### 事業の利用方法

- ① まず社会福祉協議会に強絡し、相談します。本人以外の身近な人からの連絡でもかまいません。
- ② その後、社会福祉協議会の人が首宅に来て、事業の説明をしてくれます。説明を聞いてから、利用を希望する場合には「利用申込書」を提出します。
- ③ 具体的に困っていることやしてほしいことを伝えましょう。どのように支援すればよいかの計画を従ってもらいます。
- ④ 計画が納得できれば契約の手続きをし、いよいよ事業の利用となります。

### ひ よう

相談は無料ですが、契約後の利用については有料です。利用料は各市町村によって は有料です。利用料は各市町村によって 異なりますので、在住地域の社会福祉協 議会にお問い合わせください。



本来替えてもよいはずの人に、替えることができないとなると、気が変になるように思います。また、本来自分に替えてくれるはずの人が、替えてくれないとなると、これまた自分が自分でなくなるように思います。

<sup>td</sup> 甘えることは、恥ずかしいことではないよ。 (見学)